平成２５年（フ）第１１４６号
東京都豊島区池袋２丁目70番11号
破産者　株式会社リード
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１４７号
東京都豊島区池袋２―56―１―707、住民票上の住所東京都世田谷区三軒茶屋１丁目35―４―401
破産者　武内　隆介
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１４９号
神奈川県横浜市緑区青砥町594番地１リバーサイド豊島A101号
破産者　Ｆ・Ａプランニング株式会社
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１５０号
神奈川県横浜市緑区青砥町594番地１　リバーサイド豊島A101号
破産者　藤倉　昌憲
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１７９号
東京都世田谷区代田１丁目45番６号
破産者　有限会社ロデオドライヴ
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１８０号
東京都世田谷区三軒茶屋２丁目13―20―1106
破産者　河原崎秀樹
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２０５号
埼玉県川口市東領家５―22―６、住民票上の住所東京都町田市南成瀬４丁目23―２―Ｃ号
破産者　仲　雄一郎
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２１１号
東京都墨田区八広４丁目１―13
破産者　田中　信雄
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２２１号
埼玉県川口市桜町３丁目19番14号
破産者　株式会社イ・エヌ・エヌ・ビィ
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２２２号
埼玉県鴻巣市赤見台２丁目２―23―203
破産者　石川　俊一
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２８１号
東京都品川区小山５丁目18―６―202
破産者　鈴木　春男
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２８７号
東京都東久留米市八幡町１丁目７番15号セントポーリア野村306
破産者　株式会社プラス・ワン
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２８８号
東京都東久留米市柳窪２丁目11―15　野崎ビル85―207
破産者　鈴木　修一
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３３８号
東京都北区田端新町１丁目１番８号
破産者　有限会社コジマ機工
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３３９号
東京都北区豊島６丁目３―５―202
破産者　児島　　毅
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３４６号
東京都千代田区神田神保町１―38　田邉ビル３階石丸美智代方、住民票上の住所東京都港区北青山２丁目７―26―704
破産者　宇都宮弘子
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３４７号
東京都千代田区神田神保町１―38　田邉ビル３階石丸美智代方、住民票上の住所東京都港区北青山２丁目７―26―704
破産者　城戸　俊治
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３７６号
東京都品川区豊町６丁目６番３号
破産者　有限会社アクセス・アート
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１９５８号
東京都港区赤坂９丁目１―７―564
破産者　間中　宏典
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１９６８号
東京都練馬区西大泉１丁目７―６―202
破産者　高橋　　功
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２０１８号
東京都葛飾区西水元２丁目５―３―201
破産者　二本柳　力
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部